

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の十一（略）</p> <p>第四節の十二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）</p> <p>第四節の十三～第十一節（略）</p> <p>第一章第一節</p> <p>第一条～第二条（略）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信を除く。）をいう。</p> <p>二～六（略）</p> <p>七～十一（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の十一（略）</p> <p>第四節の十二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備（第四十条の十五）</p> <p>第四節の十二の二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五の二）</p> <p>第四節の十三～第十一節（略）</p> <p>第一章第一節</p> <p>第一条～第二条（略）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（第七号に規定する空港無線電話通信及び第八号に規定するデジタル空港無線通信を除く。）をいう。</p> <p>二～六（略）</p> <p>七 「空港無線電話通信」とは、専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局との間で通話のために行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。</p> <p>八～十二（略）</p>

第二章第一節

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
一、五 (略)	(略)	(略)
六、四七〇MHz を超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHz を超え二、六九〇MHz 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十一の項及び十五の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
七、十七 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

第二章第一節

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
一、五 (略)	(略)	(略)
六、四七〇MHz を超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十五及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHz を超え二、六九〇MHz 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十一の項及び十五の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
七、十七 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

第四章第四節の十二

第四十九条の十五 空港無線電話通信を行う基地局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話通信を行う

基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の空港無線電話通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)(空港無線電話通信を行う基地局と送信装置を共用するものに限る。)(無線設備で八八五MHz を超え八八七MHz 以下の周波数の電波を送信するもの又は空港無線電話通信を行う陸上移動局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話無線通信を行う基地局と送信装置を共用する

ものを除く。)の無線設備で八三〇MHzを超え八三二MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、単信方式であること。

ロ 音声帯域内の通信が可能であること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、周波数変調であること。

ロ 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。

ハ 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(ト)二・

五kHz以内であること。

ニ 周波数偏移がハに規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること(制御信号を送信する場合を除く。)

ホ ニの自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器(三kHzから一

五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上と

なるものに限る。)を備え付けていること(制御信号を送信する場合を除く。)

$$80 \log 10 (f/3) \text{ デシベル}$$

fは、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数(単位:kHz

)とする。

ヘ 隣接チャネル漏えい電力は、一、二五〇ヘルツの周波数で最大周

波数偏移の六〇パーセントの変調をするために必要な入力電圧より

一〇デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から一一・五kHz離れた周波数の(ニ)の帯域内

に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値である

ト 制御信号は、次の条件に適合すること。ただし、総務大臣が次の

条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、

別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない<sup>9)</sup>

(1) 符号型式は、NRZ符号であること。

(2) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の一〇〇とする。）であること。

(3) MSK方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の一〇〇とする。）であるものではない。

2) 空港無線電話通信を行う陸上移動局の無線設備で八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、前項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 使用する電波の周波数は、空港無線電話通信を行う基地局の電波を受信することによつて、自動的に選択されること。

二 運用中は、空港無線電話通信を行う基地局の制御信号を受信できない。

#### 第四章第四節の十二の二

第四十九条の十五の二 デジタル空港無線通信を行う基地局若しくはデジタル空港無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間のデジタル空港無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（以下「デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の無線設備（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用する無線設備に限る。）で四六〇MHzを超え四六二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル空港無線通信を行う陸上移動局若しくはデジタル空港無線通信設備の試験を行うための通信等を行う無線局（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で四一五・五MHzを超え四一七・五MHz以下の周波数の電波を送信するもの

#### 第四章第四節の十二

第四十九条の十五 デジタル空港無線通信を行う基地局若しくはデジタル空港無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間のデジタル空港無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（以下「デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の無線設備（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用する無線設備に限る。）で四六〇MHzを超え四六二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル空港無線通信を行う陸上移動局若しくはデジタル空港無線通信設備の試験を行うための通信等を行う無線局（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で四一五・五MHzを超え四一七・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、

次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第四十條第四節の二十

第四十九條の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

イ 一般的条件

(1) (3)

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

(1) 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、

十六値直交振幅変調、十六値振幅位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

(2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであること。

(3) 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ハ 携帯移動地球局が送信又は受信する電波の偏波は、直線偏波又は円偏波であること。

二 (略)

第四十條第八節

第五十八條 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N

電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送

は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第四十條第四節の二十

第四十九條の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

イ 一般的条件

(1) (4)

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

(1) 変調方式は、基準位相を二ビットごとに四分のπシフト四相位相変調であること。

(2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒一八、〇〇〇ビット以下であること。

(3) 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ハ 携帯移動地球局の送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

二 (略)

第四十條第八節

第五十八條 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N

電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送

中継を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇五 (並)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注 1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の無線設備 (注31(9))に掲げるものを除く。  
。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

注 24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2)～(19) (略)

32～50 (略)

中継を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇五 (並)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注 1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の無線設備 (注31(10))に掲げるものを除く。  
。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

注 24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 830MHzを超え887MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア 空港無線電話通信を行うもの

イ 基地局 0.5 (10<sup>-6</sup>)

ロ 陸上移動局 2 (10<sup>-6</sup>)

ハ 空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局

ニ 2 (10<sup>-6</sup>)

(3)～(20) (略)

32～50 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～16 (略)

第17から第23まで 削除

第24～第39 (略)

第40 1,621.35MHz から1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、31.5kHz とする。

第41～第54 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～17 (略)

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(17(1)の規定の適用があるものを除く。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

19～49 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～16 (略)

第17 削除

第18 削除

第19 削除

第20から第22まで 削除

第23 830MHzを超え887MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局又は空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、8.5kHz とする。

第24～第39 (略)

第40 1,621.35MHz から1,626.5MHz まで又は2,660MHz から2,690MHz までの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1,621.35MHz から1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する無線設備 31.5kHz

(2) 2,660MHz から2,690MHz までの周波数の電波を使用する無線設備 16kHz

第41～第54 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～17 (略)

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、空港無線電話通信を行う無線局、空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(17(1)の規定の適用があるものを除く。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

19～49 (略)